

地域生活継続支援事業実施要綱

平成20年2月29日特別区厚生部長会決定
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正

(目的)

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する地域生活継続支援事業（以下「継続支援事業」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。

福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。

福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。

施設長：継続支援事業の実施責任者をいう。

事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。

ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第7に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。

委託法人：継続支援事業の実施を委託された法人をいう。

実施施設：継続支援事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。

(事業内容)

- 第3 継続支援事業は、大綱第2による路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）等による支援を終了し、アパート等に居住する者（以下「アパート等居住者」という。）が地域生活を継続できるよう、以下の支援等を行う。

アパート等居住者の生活状況、就労状況等の把握
その他、地域生活の継続を図るために必要な支援

(事業の実施)

第4 継続支援事業は、原則として特別区のブロックごとに、自立支援事業の委託法人が実施する。ただし、事業運営協議会が認める場合、特別区人事・厚生事務組合は、自立支援事業の委託法人以外のものに事業を実施させることができる。

2 要綱第3に定める支援は、アパート等居住者を定期的に訪問して行うものとする。ただし、施設長が必要と認める場合は、アパート等居住者を実施施設等へ通所させ、または電話相談により行うことができる。

3 継続支援事業を行うにあたって委託法人は、福祉事務所、保健所及び医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。

(対象者)

第5 継続支援事業の対象者は、原則として自立支援事業による支援を終了した者等で、特別区内のアパート等に居住する者とする。

(利用期間)

第6 要綱第4第2項に定める定期的な訪問相談の実施期間は、原則として大綱第2に定める路上生活者緊急一時保護事業(以下「緊急一時保護事業」という。)又は路上生活者自立支援事業(以下「自立支援事業等」という。)による支援終了後1年以内とする。

2 前項の規定に関わらず施設長は、利用期間について一定の期間、利用を延長することができる。

(利用の手続き)

第7 アパート等居住者が、要綱第4に定める訪問相談を利用するときは、施設長の承諾を得なければならない。

(訪問相談の終了)

第8 施設長は、要綱第6に規定する利用期間が終了したとき又は、次の各号のいずれかに該当したときは、訪問相談の実施を終了するものとする。

アパート等居住者から事業利用の辞退の申し出があったとき

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護の決定に至ったとき

アパート等居住者が、居住先において生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援を新たに利用するとき

2 前項の規定にかかわらず、施設長は、特に必要と認められる場合は、別に定める期間、解除を猶予することができる。

3 施設長は、第1項の規定により利用の承諾を解除した場合は、福祉事務所長及び事業運営協議会に報告するものとする。

(利用者負担)

第9 この要綱に基づき委託法人が実施する事業については、利用者負担を求めない。

(職員)

第10 委託法人は、継続支援事業を実施するため、訪問相談員その他必要な職員を置かなければならない。

2 職員の配置基準等は、事業運営協議会が協議のうえ、別途定める。

(施設長の責務等)

第11 施設長は、自立支援事業等による支援を終了した者の実態把握及び自立を支援しなければならない。

2 施設長は、事業運営協議会の定める基本方針等に基づき、あらかじめ継続支援事業業務計画を策定するとともに、その実施に必要な体制を確保しておかなければならない。

3 施設長は、前項に定める継続支援事業業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。

4 施設長は、要綱第8の各号に該当する事由が生じたときは、速やかに福祉事務所長及び事業運営協議会に報告しなければならない。

5 施設長は、事業の実施状況及び相談経過等を記録しておくとともに、事業実績等を定期的に事業運営協議会に報告しなければならない。

6 各施設長は、相互に協力して特別区内の継続支援事業が円滑に実施できるよう、連携を図らなければならない。

(委託法人の責務等)

第12 委託法人は、本事業の実施に必要な事務が行える環境を整備しておかなければならない。

2 委託法人は、別に定める相談記録等のほか、対象者に対する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。

3 委託法人は、本事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。

4 委託法人は、毎月及び本事業終了時、その運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めるこ

とができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者巡回相談事業実施要綱(平成18年4月1日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づき訪問相談事業の利用承諾を受けた者で、その利用期間が終了していない者に係る同事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する地域生活継続支援事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。